

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年12月23日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2400770 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 2400038 号

## 第1 結論

昭和 60 年\*月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年\*月から昭和 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年\*月又は同年\*月頃に A 市役所の B 出張所において、自身で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を銀行又は郵便局で納付期限内に納付していたものの、当該期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和 60 年\*月又は同年\*月頃に A 市役所の B 出張所において、自身で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、銀行又は郵便局で納付期限内に納付した旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金の加入手続は、オンライン記録において確認できる請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「\*」（現在は、基礎年金番号に統合済み。）の資格取得処理日（平成 3 年 1 月 21 日）及び請求者の国民年金番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日により、平成 3 年 1 月頃に初めて行われたことが推認できることから、請求者の主張する加入手続時期と相違している。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に上記国民年金番号のほかに、別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムによる氏名検索を行ったものの、請求者に別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらないほか、上記国民年金番号の被保険者資格取得年月日は平成 3 年 1 月 1 日であることから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料納付について母親が証言をしてくれるところ、当該期間に同居していた母親は、請求者が自身で国民年金の加入手続を行ったか

否か、また、国民年金保険料を納付したか否かについては不明である旨陳述している。

加えて、請求者が請求期間に住居登録されていたA市は、請求者に係る国民年金の加入手続等を行ったことが確認できる資料については、保存期限経過のため保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。